

◎新潟県告示第1202号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区牧野字岩山 459、460、461 の1から461 の3まで、462、463、463 の1、464、465、465 の1、466、467、468 の1、468 の2、469 の1、469 の2、470 の1から470 の5まで、471 から473 まで、473 の子、474、474 の子、475、475 の1、476 から478 まで、479 の1、479 の3、479 の4、482、字杉野 642 の丙、643 の1から643 の5まで、643 の7、644 の甲、644 の乙

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）